

平成 27 年

新 城 市 教 育 委 員 会

5 月 臨 時 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成27年5月新城市臨時教育委員会会議録

1 日 時 5月18日(月) 午後3時30分から午後5時04分まで

2 場 所 鳳来総合支所3階 教育相談室

3 出席委員

原田純一委員長 花田香織委員長職務代理者 川口保子委員
瀧川紀幸委員 安形茂樹委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目教育部長

5 書 記

杉浦教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 協議

(1) 新城教育憲章(案)に対するパブリックコメントへの対応について
閉 会

○委員長

平成27年の5月臨時教育委員会会議を開催したいと思います。

日程第1 協議

○委員長

協議がそこに書いてありますが、パブリックコメントへの対応についてなんですけれども、まず、前回やれなかった部分を最初にやって、その後、教育憲章そのものについて3カ所ぐらい確認することがありました。それをやって、もう一つ、前回事務局のほうできちんと対応策を印刷してくださったものですから、そこら辺について御意見をいただいて、それで今日、配布されましたものについても検討していくと、そういう形で進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、前回の積み残しているところでごくわずかなんですが8ページ、9ページのこの2ページだけなんですけれども、ちょっとごらんください。

それで、ほとんど賛成意見であるし、質問といっても前に出たようなことがほとんどでしたが、今から言うところをちょっと確認していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

じゃあ、9ページの真ん中あたりの31番、それと、そのすぐ下にある、少し離れた下にある237番、この2つをやれば終了かなと思いますので、まずそこら辺から確認していきたいと思いますが、まず31番です。教育憲章の意義はとても大きい。宣言も自分自身の職務に対する考えを根底にしたい。3番の学びや遊びが腑に落ちない。教養はじっくりくるが徳がよくわからないということだと思ふんですけど。感性を磨くが徳なのかということだ、ここでちょっと御意見がありましたので、ここら辺をどう考えるかということだと思います。委員の「新城市の考え方」というところをちょっと読んでいただけますか、31のところ。

○委員

国語辞典では、徳とは精神の修養によってその身に得たすぐれた品性とあります。学びを通して徳も高められることになりましたとしました。感性を磨くというのが徳かという回答はなかなか難しいので、ちょっと学びを通してというところを変えてみると、その身に得たすぐれた品性とありますという言葉の説明をして、そのあとで裏づけとなるのは知識、技能、感性であると考えましたとした方がいいかなと考え直しました。しかし、感性という言葉を入れないと納得されないかなという感じがするんですけど。

○委員長

もう一回、言ってくれる。

○委員

その裏づけとなるのは、知識、技能、感性であると考えましたということにしたいんですけど、これは3番目のところの知識、技能を修得し、感性を磨きというところがありますので、知識、技能、感性が徳の裏づけになるというそういう意味合いです。

○委員長

説明文のところにそれを加えたらどうかと、そういうことですよ。

○委員

はい。

○教育長

だから、この方は感性を磨くイコール徳かといっているの、そうじゃない知識、技能もそうだしということなんですね。

○委員

はい、それを合わせてという意味です。ちょっとこの部分、教育長さんのお考えに沿っているかどうか自信がありませんが。

○委員長

要するに学びや遊びを通して、知識や技能を修得するのはいいんだけど、それから、教養を高めるのはいいんだけど、感性を磨いたり、徳をというのは、学びや遊びを通してできるかという、多分そのような質問なのかなということは思うんですけども。

○教育長

でも、学びと遊びを一つにすれば「遊学」なので、社会や世間に遊学することによって徳を得るとするのは古来からの一つの方向であるから、それは得られることじゃないか。

○委員

そういう感性を磨くのが徳にかかっているわけじゃない。全体が徳と教養にかかる。

○委員長

そういうことだよ。

○委員

全体だと思います。

○委員長

じゃあ、そのことについてはそんなところでいいかね。

じゃあ、もう一つ、237、体、徳、知のうちの体の面でスポーツのことが言葉として出てくるだけで少ないように感じる。高齢化社会の中で健康をどう保つかという面での考えがわかりにくいと、それを委員、お願いします。

○委員

教育憲章の前文に命を尊び、心身を鍛え、新城教育の4にスポーツ、文化活動を通し、心と体の健康を養いますとありますので御理解くださいとしました。ここはその上の175のところと同じような回答でもいいのかなと思いますが、上のところがちょっとまずいと自分では思ったんですけども。

○委員長

175も237とほとんど同じようなことなんだけど、要するにスポーツと書いてあるけど、スポーツのことについてあんまり記述されていないんじゃないかということはこの人は言いたいんだよね。

○委員

そうですね。

○委員

そうすると、文化活動を書いていない。ここでは細かいところは書かずにということでもいいのかなと思うんですけど。

○委員

今、委員がおっしゃったように、細かいことは書かずに、解釈文というんですか、説明文でそれを入れますというような回答はいかがでしょうか、説明文を出すのであればですが。

○委員長

あんまり全て解説、説明となかなか難しいことになるんだけど、これは大きな理念がここで示されているなど、細かいことは察してくださいというふうなぐらいのものだね。

○委員

ここに一言が入ることの大きさというのを、それを二度、三度、四度と書き重ねるものじゃないのかというか、バランスですよ。ほかにも書かなきゃいけないこともあるので。

○委員長

私が気になったのはそんなところですよ。皆さん、このところはどうなんだというところがありましたら。それがあつたらちょっとそれについて確認していただけますか。

○委員

8ページの269番です。その中で新城市が消滅可能性都市として取り上げられ、生徒たちも関心を持っていますというふうに書いてございますが、このネガティブな言葉に余り振り回されることなくやっぱり前向きに考えていってほしいということを思うんです。ですから、これに対して何か一言、これに振り回されることなく前向きに進んでいきましょうとか、そういうような言葉が入るといいなというふうに思っております。

○委員長

ちょっと委員の文を一遍読んでもらいます。

○委員

教育憲章が市民ぐるみの共通目標となり、将来の新城市を担う人づくりの礎となることを期待するものです。共育で愛郷心を育む実践をよろしくお願いいたします。

○委員長

それに委員の言っていることをちょっとつけ加えるといいんじゃないかということですね。

○委員

今、皆さん、この言葉にすごく振り回されて、もうなるべくいろんなものにお金をかけないよという感じできていると思うんですけども、もう少し積極的にうって出てもいいんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、その言葉に対して何か一言あつたら勇気づけられるかなという気がします。

○委員長

言葉に振り回されないでとそういうことですね、簡単に言ったら。

○委員

そうです、そうです。もっと前向きにいきましょうという感じで。

○教育長

第2文のところで、この方も一番最後に「地元を愛する生徒を育てて、地域が活性化できたらと思います」という言い方をしているので、これを受けて「言われるとおり共育で愛郷心を育む実践を行い、地域の活性化を望みます」ということでどうでしょうか。

○委員長

この人は基本的には賛成意見だもんね。じゃあ、そんなところでいいですか。あとはどうでしょうか。あと、いろいろ質問のように書いていた、何というか、前のときに答えたような質問が結構たくさんあるものですから、ほとんどこれでいいじゃないかなと思いますので次へ進んでいいですか、こちらのほうが大事かなと思うので。

じゃあ、教育憲章（案）をごらんください。

3つありまして確認します。

1つは、新城教育は、「新城の三宝」（自然・人・歴史文化）をというそのところを入れかえて、自然・人・歴史文化の「新城の三宝」を故郷の誇りとしてとそういうふうに直したいというのが1点ありました。これは教育長さんからの提案です。

次に、3行目「めざします」、このめざしますについては、新城教育はという主語に対しどうなるかという、それが2つ目です。

3つ目、別表というところの別表はなくてもいいんじゃないか。その3点でしたので、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

まず、最初の自然・人・歴史文化の「新城の三宝」を故郷の誇りとしと、そういう形にどうかという、このことについては御意見があったらお願いします。これはしょっぱなに括弧や何かもってきたくないという、そこら辺のことがあったんですね。

○教育長

日本語として、物事を順序よく読み進めるときに、括弧書きというのは非常に不自然な表記だと思うのね。括弧書きが必要ならば、もう最初から括弧なしのところまで述べていったほうが読み手にすんなりと伝わるのではないかということ考えたときに、「新城の三宝を故郷の誇りとし」ということでもいいんですけども、じゃあ新城の三宝とは何だということところがまだしっかりと普及していない部分もありますので、やっぱり「自然・人・歴史文化の新城の三宝を」ということにすれば、三宝がこの3つであるということがおのずと読み手にも理解できるので、また、新城の三宝という言葉に定着させる上でも自然・人・歴史文化のという修飾語を新城の三宝の前にもってきて、括弧をとったほうがすんなりと読み進めることができるのではないかなというふうに思います。

○委員長

よろしいですか。

○委員

結構です。それでよろしいと思います。それで、新城の三宝という言葉なんですけれども、こちらのパブコメのほうでも出てまいりましたが、新城を例えばとって三宝というふうにするのか、あるいは、新城の三宝ときちんと入れるのかということですが、共育は新城の共育ではなくて共育となっておりますが、これとこういうふうに照らし合わせると三

宝、新城をとって例えばですけど三宝、一方は共育というふうに2つのキーワードが出るんですけども、それよりもやっぱり新城の三宝というほうがよろしいでしょうか。

○教育長

各学校教育の中では、それぞれの「学区の三宝」、もうちょっと成長してくると、中学生ぐらいになると「新城の三宝」と全体を見るというような形で、発達段階、視野の広がりとともに丸々のという言葉が変わってくるわけですし、それから、新城で生まれ育つ、学ぶ子供たちには「新城の三宝」をきちっと押さえていただきたいと。三宝そのものは新城でなくてもあるわけですので、あえて新城のという言葉に冠することにより、我が故郷の三宝という意識を強くつける意味合いでもあったほうがいいのではないかと思います。

○委員

わかりました。

○委員長

どうでしょう、今のことについてはいいですかね、そういうことで。じゃあ、確認しますよ、自然・人・歴史文化の「新城の三宝」を故郷の誇りとした、それに訂正すると。そういうことでよろしくお願いします。

2点目、3行目の「めざします」、ここはどうでしょうか。

○教育長

ここの表記上は別に問題ない。新城教育は、これこれを「めざします」というのは、文法的にもちゃんと収まっていると思います。言葉として「求めます」でしたか、そういうような案が出ていたんですけども、「めざします」、「教育」は「めざす」のほうがいいのではないかと思います。

○委員長

その前の人に関係があるんだけど、新城教育は人をめざしますというふうにある。そこはどうでしょう。この前の意見では人の育成をめざしますとか、人を育成しますというふうにしたらどうかという意見が出たんですけども。

○教育長

丁寧といえば人づくりであり、人の育成でありということなただけですけども、あえて言葉の丁寧さを求めるよりも、端的な表現の中で「人を」と言ったって、「人づくり」「人間の育成」ということの解釈はできないことはない、というより、できると思いますので、これでいいのではないかと思います。また、「人間の育成をめざす」とすると、やはり高いところからの目線というか、そういうような形になるので、やっぱりめざすというのはおのずからめざすと、市民一人ひとりがめざすといったニュアンスのほうが強いので、「育成」よりも「めざします」、「人をめざします」のほうがいいのではないかと思います。

○委員長

どうでしょう、御意見はありますか。

○委員

ちょっと苦しいかなという気が私はするんですが。

○委員

求めますでも弱いよね、求めますじゃ。

○委員

そういう人がどこかにいないかなみたいな印象だと嫌ですよ。幸福を築ける人がどこかにいるといいなみたいな話じゃなくて、そこにそういう人間関係というか、社会づくりというか、社会を担える人をつくっていくんだよということなんだと思うんですけど。

○委員長

国語的なそういう解釈のことで幾つか質問がありましたよね。国語の表記上でどうなんだという。ちょっとそこにこだわってどうなのかなということを確認しておく必要があると思うんですけど。要するに、新城教育は、命を尊び、叡智を磨き、心身を鍛え、自他の幸福を築ける人を目指します。違和感がないのかあるのか。

○教育長

学校教育だと、それぞれの学校でどういう子供を目指すかということで、「目指す子供」あるいは「目指す子供像」といったものがいろんな学校にあると思う。それは子供であって、これは人であると。子供と人の違いだけであって、そう違和感を感じないですけど。

○委員長

これでいいかね。

○教育長

ちょっと待って。教育基本法前文もそのような表現があったかと思うんですけども。

○委員

これ、文法的とか言葉のつながりでいうと、新城教育はめざしますという、主語、述語は全然問題ないとは思いますが、人をめざしますというところで、やっぱり気になるところはありますね。新城教育は人をめざしますではなく、人づくりを目指しますというのが文法的には正しいと言えらると思います。人づくりにしても、上から目線にはならないんじゃないかなと自分は思います。新城教育が目指すもの、育成というよりは人づくりとしても悪くないんじゃないかなと思いますけど。

○委員

人を育てますか、人を育みますが本当はストンとくるかなというふうに思うんですけど、育てることをわざわざまたさらに目指さなくても、育てますと断言することもその表現の選択としてはあると思う。それで、そういうあとはその語感をどう感じるかというところかとも思うんですけど。

○委員

めざすという言葉を使いたい感じがしますけど。

○委員長

これはやっぱり主語と動詞の問題だと思う。だから、1文のほうは、新城教育は市民総ぐるみで進めますと。それは全然問題ないですね。それから、3文のほうも中立性、継続性、安定性を堅持しますと。これも問題ないですね。新城教育は、何々する人を目指しま

す。これで人を育てますは全然問題ないですよ、人を育みますとか。

○委員

人を育てますというのはもっと断言する形になりますよね。本当かね、というイメージに受け取られちゃいませんか。

○委員

逃げ場のない表現ではありますよね。

○委員

人づくり、いいんじゃないですか。人づくりを目指します。

○教育長

人材確保法案あたりのあの時代には、人づくりという言葉が随分批判されたんですね。

○委員長

人をつくるということはどういうことだということですか。教育は人かということですよ。教育は人、教育イコール人じゃないもんね。

○教育長

教育基本法は人格の完成を目指しますのですね。

○委員

人格の完成を目指しますにしてもおかしくないですよ。

○教育長

ただ、人格の完成は多分不可能だと思います。悟りを得ない限り。だから、日本の教育基本法というのはすごいことをいっておると思うんだけど。仏陀にならない限りは。

○委員

確かに、民主主義の完成と同じくらい不可能なもの。本当ですね。すごいですね、教育基本法。

○委員

その人づくりでいろいろ問題になっているのは何年前ぐらいの話なんですか。

○教育長

人材確保法だから、田中角栄の時代かな。

○委員

それからまた人づくりがたくさん出てきましたよね。

○委員

田中角栄の時代なんてえらい古いじゃん。昭和46、7年あたりだと思う。

○委員

そうですね、昭和40年代。

○委員

いっそ市民にしますか。

○委員

新城教育は人を目指しますと、例えば、いろいろ子供像じゃないけど、人物の抽象的なあるべき姿を目指していきますという、そういうふうな捉え方をすれば、不自然でもない

かなと思うんですが。

○委員長

絶対変かと言えば全くめっちゃめっちゃ変じゃないんだけど。人を目指しますか。

○委員

今までこういう言い回しが変だよねというふうに指摘を受けながら、「新城教育は」と「わたしたち新城市民は」を入れかえたりとか、そういうことをやってきた経緯を考えると、ここで人を目指しますということは、それはオーケーだったら今までもオーケーだみたいな感じがするんですけど。大胆に韻文的なそういう表現ありにするんだったら、もっともっと大胆に本当はなれるはずで。

○委員長

パブコメはこれでもうないですよ。一応これを出しますよね。何か言われないようにしておきたいなという気がするんだけど。

○教育長

要するに「みずから」という意思的な働きを尊重するならば、「幸福を築ける人となることを目指します」ということであれば「取り組む」とか「つくる」とかいう対象的な働きでなくて、みずからの動きをそのまま言葉にした形になるんだけど。ちょっと冗長な感じにはなるね。

○委員長

ちょっとそうだね。

○教育長

冗長だけでも、人間よりもすんなりいくわね、「人となることを目指します」と。

○委員長

育てますだとちょっと抵抗がある、育てますだと。育みますは。

○教育長

ちょっとやわらかいけど、同じこと。

○委員長

主語があって目的語があって述語があるので、そういう主述の関係で気になるんですよ、ちょっと。

○教育長

新しい改正教育基本法だとそのあたりが「新しい文化の創造を目指す教育を推進します」と。我々は、こういう目指す教育を推進しますという言い方になっておるね。例えば改正前の教育基本法でも、「我々は普遍的にして、しかも個性豊かな文化の創造を目指す教育を普及、徹底しなければならない」ということで、目指す教育だもので、教育を主語にしたら、教育はこれこれを目指すものであるという言い方になるんですよ。

○委員

そこはいいですよ。

○委員長

それは問題ないと思います。

○委員

やっぱり違和感を感じる人がいるというのは避けたいので、そうすると、人づくりを目指しますというところ辺に落ちつくかなと思います。

○委員長

それで一つの案ですよ。

○教育長

みずからに課したときに、みずからを人づくりとは言わないものね。

○委員

「新城教育は、」が主語なものですから、自他に幸福を築ける人づくりを新城教育は目指します。

○委員長

これは、教育長さん、みずからというふうに読んでもらいたいのか、これを。

○教育長

そう、これは他者からの力によって強制するものではなくて、みずから命を尊び、叡智を磨き、心身を鍛え、自他の幸福を築ける人となる、教育は人づくりだから、人となることをめざしますと。あくまでも押しつけではなくて、みずからがを主語とした文脈にしたいんだよね。

○委員長

それならそのままです。

○委員

市民にみずからがそうしますというんだったら、今言われるとおりすわりがいいと思うんです。新城教育みずからが人を目指せるのかどうかということだと思っただけです。

○教育長

人でなくて人間になるとまたニュアンスが変わってくるね。

○委員

ここのところは、新城教育はという主語で全部通していくんじゃないですか。みずからというふうなニュアンスはちょっとここのところだと出てこないと思うんですけど。

○委員長

そこは教育長さんのこだわりがあるよね。結局、最初、ここの上を「新城市民は、」というふうにしたというのは、そこにつながる。

○委員

そうですね。

○委員長

それをひっくり返したもんね。下のほうはすわりがよくなったんだけど。第2文でひっかかっちゃうじゃん。

○教育長

総ぐるみの説明の中で、共育を市民総ぐるみで進める中でこういう人間を目指しますということなんだよね。

○委員

じゃあ、自他の幸福を築ける人を目指して、そのあと命を尊ぶとか、叡智を磨くとかを続けるようにまとめることはできますか。そうするとリズムが崩れますか。

○委員長

新城教育ではなら全然問題がないんだけど。

○教育長

もともと主語になる言葉ではないので、非人格的な主語だから。

○委員

新城教育は何々です、というのはありますよね。

○委員長

ただ、第3文なんかはまことにいいと思うんだよね。

○教育長

「では」にすると3文とも通じるわけだね。ただ、ちょっと弱くなるけども。

○委員長

そのままにしておくか、目指しますをやめて、思い切って育てますにするか、さっき委員が言ったように、人づくりを目指しますにするか、そこら辺かな。

○委員

人格の形成だったらどうですか。うっとうしいですか。

○教育長

何か教育基本法のそのまま。

○委員

完成をちょっと形成してみましたみたいな話なんですけど。

○委員

人間像を。

○委員

人間像を目指します、そういうことですよ。本当に人間像を目指しますであるならば、はい、という感じ。

○教育長

やっぱり目指しますは残したいよね、教育の目的だから、新城教育の目的だからね。何を目指すんだという、こういうものを目指すんだと。

○委員

人間像、いい感じに思えてきました、そんなことはないですか。

○委員長

もう一遍行ってください。どうなる。

○委員

人を人間像にする。

○委員

人間像。

○委員

人間像、そういう人としてのあり方という意味ですよ。

○委員長

人のかわりにもう人間像にするわけね。

○委員

すると、何か新城教育にもできることですよ。

○委員

ちょっと何か違うことではないかなと思うんだけど。

○委員長

難しいね、ちょっと間を置きますか。またほかのことをやっている間にいいアイデアが出てくるかもしれない。これまたちょっと一時猶予をもって。別表はなくてもよいのではということだけでもどうですか、これは、別表があったほうがよいかなくてもよいのでは。

○委員

いろいろ考えましたが、別表というのは本表というんですか、それがどこかにあって、別表というふうになるのかなということをおもいました。もし別表をつけるなら、本表を、例えば、「わたしたち新城市民は、」のところ、この部分を四角で囲う、そうすれば別表が生きてくるとおもいます。もしそれをしないならば、別表はなしということがいいのかなというふうにおもいました。

○委員長

どうでしょう、今のことについては。

○委員

教育長、どうして別表つけたほうがいいよと言われたんですか、ちょっともう一回確認したいんですが。

○教育長

これは12項目あるんだけど、わたしたち新城市民はの本文は、この6項目というのはそれぞれ一文としてそれぞれ一文が存在感を持って示すものであるわけなんだけど、この共育12は、これは常に市民に対しても、子供に対しても一つの表としてあらわしているわけだね。表として、あるいは、カードとしてあらわして、それを日々の実践にしている。そういうことになると、この1番の「新城教育は、」と2番の「わたしたち新城市民は、」という、この前文と本文を実現するための行動目標であるわけなので、これはやっぱり表としてこれを常に手元に置いて、そして、唱えて実践するという形の意味合いでいうと、別表であっていいし、ここの表記も一つの表としてこの枠囲いであらわしていると。これが表でなければ枠囲いでやる必要もないし、「ともに挨拶」を丸で囲む必要もないんじゃないかなと思うわけです。

○委員長

別表という、これが1枚、教育憲章があって、もう一枚あるとそれが別表になるような気がする、この同じ1ページの中に下のほうにあるのは何か別表じゃないような気がする、それはどうですか。

○教育長

表でもいいんだけど。あるいは、なしにするとじゃあ何という言葉でいいかなと。

○委員長

これは何もなしで新城共育12じゃん。

○教育長

それだけでは。

○委員

無しで私ちょっと打ってみたんですけど、ちょっとごらんください。

○委員

条文の6項目に共育12と載っているの、別表とあえてうたわなくても。

○教育長

6番を載せたのはやっぱりその意味合いだものね、すぐ下へ続くようにという意味合いだったね。

○委員

これは僕が最初に言っていたのは、無しなら別表のほうがいいのかなと思います。

○教育長

6番はあえて載せたわけだね、項目的に。

○委員

であれば、別表とあえて言わなくても。

○教育長

すぐ下へ続きますね。

○委員長

じゃあ、いいですか。なくてもいいんじゃないかと。

○委員

私はそこのところは何もなしではと思って、提唱とか、推奨とかいう言葉を入れて新城と共育12とすると、すんなりいくかなとも思ったんですけど。どちらがいいのかちょっとわからん。無しなら無しでも別に構わないですけど、入れるんだったら。

○委員長

入れるんだったら実践項目とか、前にここは実践項目でという。そういう言い方もいいかもしれないですけどね。

○委員

ただ実践項目というふうにしちゃうと、ちょっとかたいかなと。かたいイメージがしますし、やりなさいよというそういうイメージが強くなるので、推奨とか、提唱とか。

○委員長

推奨は。

○委員

推薦、ちょっと難しいですかね。

○委員長

かえってね。こだわらなければ無しで。

○委員

あと、新城共育、かぎ括弧の位置をどうするかですね。

○委員長

それは、新城共育12の下を表と同じ形にする。

○委員

わかりました。

○委員長

だから、6番目の下の次は、最初からかぎ括弧で。

○委員

もう一つですが、「友に挨拶 合言葉」がございますよね。そこで※印があるんですけど、この※印は何か最初えっという感じがするんです。ですから、表の上のところに※印をつけてここにすれば、ああ、このことがこういうことになるんだなというふうな結構これをまたごらんいただくとあれなんですけど、この表の※印がこの下のところにつけてみたんですけど、そうすると何かおさまりがいいような感じもしたんですけど。

○委員長

要するに、※印だけをここに付けたほうがいいじゃないかと、そういうことですね。

○委員

そうです。その※印の。

○委員長

これをここに持ってきちゃうのじゃなくて、※印だけつけておくと。

○委員

そうそう、これがこれですよということが対応できるかなというふうに思ったんですけど、見た目の問題ですけど。

○委員長

委員のは、この「ともにあいさつ、あいことば」の順に合い言葉をもうちょっと説明するとこうだと、そういう意味合いですね。

○委員

そうです、そうです。

○教育長

上の※印、表の外、枠の外に置いた場合はどうなる。カードや何かは枠の外に置いてあるんだよね。「ともにあいさつ あいことば」の下にこの漢字で入れてあるよね。平仮名で書いてあって、その下にこの2つの説明文が入っているのかな。即そこで見られるように。委員が言われるように、※印のところ、あるいは、この平仮名の言葉の下に入れると。そうするとすぐわかるわね。そっちへもっていったほうが、※印を2つやるよりも。

○委員長

上に思い切って持っていっちゃう。

○教育長

枠の外へもっていっちゃう。そうしましょうか。

○委員長

そうすると6月まででいいわけだね。

○委員

そうですね。

○委員長

「と・も・に・あ・い・さ・つ」までで、こうしたかった。

○教育長

そう、そうなんです。

○委員長

バランスの関係でこうなる。

○教育長

「ともにあいさ」「つあいことば」じゃなくて、「ともにあいさつ」までやっておいて、「あいことば」として。

○委員

細かいところ。

○委員長

ここへ持ってきたいわけだよね。ここが抜けちゃうとバランスが悪いでしょ。まあ、い
いか、それは、上へ持っていったら、ここは少し空間があいても。

○委員

じゃあ、このところはもうなしということ。

○委員長

なしで、※印は上へ持っていく。多少のバランスの悪さはあるけども、「ともにあいさ
つ」の7月までは左のほうへというふうに。じゃあ、今のところはそれでいいですか。

○教育長

この平仮名をつなげてやっちゃったら、「ともにあいさつ」で、スペースをあけたほう
がいいのかな、そうすると。スペースをあけたほうがより伝わるね。我々は「ともにあい
さつ」と読むんだけど、平仮名がこれだけ並んでいると、「ともにあいさつあいこ
とば」とか、いろいろいろんな読み方をしちゃうと思うのでスペースをあけましょうか。

○委員長

どこにあける。「あいさつ」の次をとということ。

○教育長

はい。

○委員長

じゃあ、ちょっと一旦これは置いて、また後で戻ります。

前回に配っていただいた、この文章表現について何かお気づきの点がありますか。ちょ
っと確認しておくとして、1ページの下から3つ目の14番、ここの市としての考え方の第2文
は削除すると。これはこの前そういう話し合いでしたね。それから、細かいことですが、

2 ページの下から 2 つ目、184 の「はい、御指摘のとおり修正します」の次は丸にしてみらうと。点になつとるんだけど丸にする。

○委員長

何かありますか。

○委員

見た感じ、「一、」というのは何か不思議な感じが。

○委員長

一つというやり方ね。数字の 1、2、3、4、5、6 のほうがぱっと目に入ってくる。

○委員

話がしやすいなと思いました。

○委員

ちょっと戻ってもいいですか。さっき14に関して、第2文を削除してくださいということと言ってくださったところなんですけれども、言われたとおり第2文を削除してくださいと私も思ってまして、これに対して、この方が考えていらっしゃったことに関して、少し回答になることを加えられないかなというふうなことを思います。前回、ちょっとトラブルがあったことに対して、どうやって児童、家庭と、それから、先生との間にあるトラブルに対して、私たちはどういうふうに中立、公平に接していくことができるだろうかということを実際に経験して、たくさんのことを考えてきたかと思うんです。ちょうどそれに当たるような大きなことを言われているなというふうにして感じまして、条文中では人権保護に修正しているというのが私たちの回答ではあるんですけども、実際の行動指針であったりとかというのを私たちも一生懸命考えているし、そういうこの憲章を変えてほしい、憲章にこれは当たらないよということじゃなくて、そういう制度をきちんとつくってほしいという御要望だと思うので、この体制もつくっていくという方向を私たちは失っていませんよなり、これからまたきちんと経験等を踏まえてつくっていきますということが書ければいいと思うんです。

○委員長

要するに、子供の人権の中立性はとても大事だからきちんと確保する必要がありますよ。ここには書いていないけれども、いじめ人権サポート委員会だとか、そういうようないろいろな組織があって、その都度子供の人権を大切にするようなそういうような体制は整えていますよとか、そういうことを書いておけばということですね。

○委員

そうです。その件がすごく大事かなと思って。いじめもそうですけど、多分ここで書いてあるのは、体罰のことがあったりとか、障害者マイノリティというのはどういうことなのかということも、いじめ人権サポートという形でこれから私たちも研究しながら体制は、形はつくりました。これについては研究しながら進めていきたいと思っていますというのが答えになると思う。

○委員

ちょっとそれにかかわって、回答なんかできんかなと思って、ちょっと入れてみました

けど、御指摘の内容はもっともではあります。その後で、いじめ、体罰、障害者等への対応と中立性についての御指摘は、子供の人権を守る上で最も重要なことと認識しており、教育委員会としても中立で迅速な対応に努めているところです、というのを入れるとどうかかなと思ったんですけど。

○委員長

かなりよくなりましたよね。

○委員

このサポート委員会を設置して対応に努めているところですよというふうにいただければ、実際にできている制度でお答えになると思う。その名称だけどこかに入れていただければなど。

○委員

入れたほうが。教育委員会としてもというところ、いじめサポート委員会。

○委員長

いじめサポート委員会、子供の人権サポート委員会ですよ。いじめ人権サポート委員会か。

○委員

という名称が入ると、ああ、そういうのがあるんだねという感じになる。それと、私のもっともではありますというふうにしていっちゃったので、ではありますだと、そのあと否定に本来続くはずなので、ちょっとこれの一部をちょっと直してください。御指摘の内容を受けとめましたという書き方。

○委員長

ちょっと委員、今、言ったことをもうちょっとゆっくり言ってくれる。

○委員

いじめ、体罰、障害者等への対応と中立性についての御指摘は、子供の人権を守る上で最も重要なことと認識しており、教育委員会としていじめ人権サポート委員会でしたか、委員会を設け、中立で迅速な対応に努めているところです。

○委員長

それで、なお、につながる。

○委員

なお、そうですね、修正しましたので。

○委員長

なお、につなげるんだね。大分いいんじゃないですか。

○委員

いいですよ、でも、私の1文と2文はもう削るということで。

○委員長

わかりました。あとはどうでしょう。前回の分についていいですか。

○委員

6番なんですけど、私たち新城市民は、直接的に教育の中立性を云々、を守る立場には

ありませんということは、この方は、新城教育と新城市民が入れかわる前のことでおっしゃっているのです、主語が変わったということをもっと入れる必要があるのではないかと思います。

○委員長

なるほどね。

○委員

その上で、この御回答についてこのままでいいと思うんですけども、主語が変わりましたと。

○委員長

「わたしたち新城市民は」というのを、「新城教育は」というふうに直しましたとそういうことですね。

○委員

はい、そうです。

○委員長

それを入れるといいじゃないかと。

○委員

8番のところでもいいですか。「信濃教育」などの、「の」というのを「も」に直して、最後のところ、新城の教育もと書いてある、「の」をとって新城教育もというふうに言いかえたほうがいいと思います。「教育を目指しています」の最後のところを「目指す文言として使っています」というふうにしたほうがどうかなと思います。

○委員長

ちょっと最後のところもう一遍確認。新城教育の。

○委員

「新城教育もふるさとに根差した教育を目指す文言として使っています。」、「の」はとったほうがいいと思います。新城教育もという質問ですので。

○委員長

いいかな、そこら辺は。あとどうでしょうか。

○委員

11番のところ、上から目線にしか受け取れない調子です、というところの答えがちょっと欲しいかなと思ったものですから、最後の文章の調子については原文のままといたしますのところをちょっと変えて、決して上から目線にならないように配慮した結果、原文のようになりましたので御理解くださいというふうにしたんですが、上から目線という言葉を入れて回答したほうがいいのかというふうに思いました。

○委員長

もう一回ゆっくりお願いします。

○委員

決して上から目線にならないように配慮した結果、原文のようになりましたので、御理解ください。

○委員長

決してというのはあったほうがいいのかな。

○委員

なくても大丈夫ですね。

○委員長

ないほうが。

○委員

そうですね。

○委員長

じゃあ、今日配ったほうへ入っていいでしょうか。これ、事務局のほうで何か説明か何かありますか。ここはこうだとか、ここはこうだという。

○教育総務課副課長

前回、13日の皆さんで御検討いただいたものを右側にかかせてもらって、教育長のほうにも御確認いただいたものを掲載しています。

○委員長

それじゃあ、ざっと読んでいただいて、大変しかりつくっていただいたかなと感じますね、ざっと見ただけですけど。じゃあ、何かお気づきの点があったら、どこからでもいいんですけど、出してください。

○委員

追求性とか教育性とかの出典、どのような経緯があったのかというのを添えましょうかねというふうなお話があったと思います。国が、今回の文章の中だと81番、1ページ目の下から3段目の81番ですけども、多くの場合、そういうケースに使われている、国が大事にしているので、それを尊重しているというふうなことなんですけども、それを新城も受けとめていますよということをきちんとということと、さっき申し上げたとおり、出典と経緯がどのようなものであるかということの説明できるといいなと思います。特に、安定性についての解釈が多くの方ははっきりいって哲学的にいうと、停滞するというか、変わりたくないみたいな意味合いも含んでくるのでやめたほうがいいと言われているので、私たちは、安定性をどう位置づけて書くべからざる一言だというふうにして思っているのかということを入りたいなという気がするんです。

○教育長

その文で、法律に用いられているというんだけど、法律を説明するのに用いられている用語であって、法律の中では直接使われていないと思うので、教育行政の用語として法律に用いられるはちょっととらないと、81番の。

○委員長

これは文科省も使っているんですか。

○教育長

使っている。

○委員長

その程度じゃよくないですか。文科省も使っていますと。

○委員

使っています。それを新城はどう解釈しますか、どっちかというのと、文科省がやっていることに対してアンチテーゼですよ。

○委員

そこまではどうなのかな。

○委員

アンチテーゼというのは、この市長と教育委員会のあり方という進めているということに関してはそこはアンチテーゼ、でもこっちは教育委員会、文科省が言っているんだから、うのみにしましょうというのだとちょっと矛盾があると思うので、ここもちゃんと新城としてはしゃくした上での判断ですということを示せるといいなと。

○教育長

そうすると、国においても大事にしている部分であり、新城としてはこのように解釈して使用しておりますという、述べるということだね。

○委員

かくかくしかじか、安定性というのは、変化をいとうということではなく、子供の学び続けるということを担保するみたいな意味で必要だよということとこの間話をしたかと思うんですけども、それが侵されないということが非常に重要だという意味合いのことを言っていたといいのかなとちょっと思ったんですけど。

○教育長

これ3つで中点で結んでいるんだけど、意味を解釈すると、中立性と継続性・安定性なんだよね。だから、子供が地に足をつけて学び続けることのできる継続性・安定性という。中立性が担保されることによって、継続性・安定性がきちっと守られるという解釈なんですよね。全くの並列じゃないよね。

○委員

この人は、教育観の発展を妨げるというような文言の言い方のように聞こえてならないけど、教育がされる現場を安定性させるという意味だよ、安定性と継続性は。

○委員

そうですね。

○委員

教育の主義主張を安定して停滞させる、そういう話じゃないよね。フィールドをおさめるみたいなね。そっちの安定性の言葉だね。

○委員

もう一段、ベーシックなところを意味していますよというのを伝えたいところです。チャレンジは大いに奨励しますみたいな。

○教育長

その一言もつけ加えるといいね。創造性、斬新性というのは常に大切にしていきたいとか。安定して停滞するのではなく。

○委員

安定しているからこそできるチャレンジという、そういうイメージですよ。

○委員長

これはどういう形で答えていくの。パブコメをやりました、検討しました、この考え方をつくりました。これをそれぞれのところに発信するわけですか。

○教育部長

しません。出された御意見というのは、そういうところで公のものになっておるわけがありますので、こちら公のものとして回答しますので、個々に出された方に直接返答をするということはありませんので、基本的にはホームページに。

○委員長

ホームページに載せるという。

○教育部長

どういった形になるかは別にして、こういったふうに考えておりますよというようなことを示すということで終わります。

○委員長

示して終わりですね。

○教育部長

そうです。

○委員

ということは、議会には関係ないということですか。

○教育部長

議会に示すことはしません。議会に示す意味もないですので、パブリックコメントというのはいただいた御意見に対してその回答をするということですので。

○委員

まだ議会に出していないですね。

○教育部長

何も出していない。

○委員

出していないからそうですよね。直しましたと言われても、議会としては受けとめられない。ここで直して市民のパブリックコメントを入れたものを6月の議会に提出はする、そういう段取りですね。

○教育長

市長の了承をどこで得るかということがああるけどね。

○教育部長

これは別途どこかで。

○委員

そうですね。忘れていましたね。

○教育部長

やる必要があります。

○教育長

総合教育会議の決定に基づいてパブコメをして、今、修正をしたわけなので、議会に出す前に、やはりもう一回、総合教育会議をやってということになると思うんだけど。

○委員

いつか決まっていましたか。

○教育長

第1回は7月。基本的に6月市議会は間に合わない。

○教育部長

そういうようなことはないですけど。

○委員

前回、議会との関係とか、首長が暴走した場合の回答の仕方が保留になっていて、195と197の回答がそうだったと思うんですけど、195の回答が3ページの真ん中のところに載っています。これを読んでなるほどなど私は納得したので。

○教育長

3ページ。

○委員

3ページの真ん中のところに195番の回答がありますよね。

○委員

これを見ると、その憲章というのは市民の志を述べたものであるため、公的な根拠はありませんということと、それから、時の首長の考えによって教育憲章と異なる事態が発生した場合に、それを強制的に排除する効力はありません。とはいえ、市議会の承認を得たものにしておくことでその抑止力が働くものと考えていますと、この回答に納得したんですが、こういう質問が他に何人かあったので、修正しておく必要があると思います。197番も確かそうだったと思います。

○教育長

この考え方については、抑止力が働くものと考えていますというこの回答でということだね。

○教育部長

議会の関係ですけども、今、市民憲章の担当の部署が企画部ですけども、そちらと、それから、行政課、これは議案を取りまとめる部署として行政課、それとあと、議会事務局とちょっと調整をとっているところです。6月議会に挙げていこうとすると、議会に付すべき案件を定める条例というものがあまして、その中に現在はこういった市民憲章とか、教育憲章という憲章を制定をすることという文言が入っていないものですから、まずそのところの条例改正をしていただかなければいけない。その条例というのは、議会提案の条例ですので、市長が改正提案をするわけにはいかないものですから、これは議会にお願いしなければいけない。そのお願いをするに当たっては、少なくとも議長、副議長にまず仁義を切っておく必要があるということで、市長と教育長は議長、副議長のところに行っ

てお願いをするということがまず第一歩なのかなということで、事務方ではちょっとそんなふうに考えておるところでありますので、一度、その辺も市長と話をする必要があるのかな。そのときに、今、このパブコメを終わって最初の憲章（案）というものの形が変わってきているものですから、これも一緒にこんなふうになりましたということの報告も兼ねて一度そういった場を設定する必要があるのかな。それはもう4月に入っちゃっておりますので、総合教育会議という形でどんとやるのか、どうなのかはちょっと検討していたかなければいけないとは思いますが、

6月議会の告示が6月5日、招集告示ですので、リミットはこのときになります。ただ、先ほど言いましたように、議決に付すべき案件を定めた条例というものが改正されておられませんので、まずそれを改正してもらって、受け皿をつくって、そこから市民憲章と教育憲章を上程してくという形になりますので、6月議会の初日から議案としてあげていくことができませんので、6月議会の中のどこかで追加で提案をしていくというような形しかほぼ現段階ではとり得ない。それが一番最速です。

○教育長

もう市民憲章は10月に発布すると決まっているもので、ある面、9月議会に間に合うかどうかというのもあるよね。

○教育部長

ぎりぎりですね。9月議会は8月の最後のほうから9月の中旬をちょっと過ぎたぐらいまでが会期ですので、間に合うといえども間に合うんですね。

○委員

議員さんのあたりとしては、この間もちょっと言っていましたけど、結構時間のかかるようなことを言っていませんでした、この憲章に関して。

○教育部長

議案としてあがってきた以上は、それを議会としてはしっかりそしゃくをして、審議をして、いいですよ悪いですよという決をとらないかんものですから、それが議員さんたちがどの程度の時間をかければ審議できるかという部分があります。恐らくこの間、厚生文教委員会の委員さん方が見えて、あのときとまたちょっと変わってくるものですから、レクチャーの時間というんですか、そういったものを一度説明をしてほしいというようなことを議会から言われる可能性は多分にあるかなという気がします。そのときには、恐らく厚生文教委員会に付託されると思いますので、この前の委員さんだけでいいのか、もう全議員に説明をとということになるか、これは何ともいえない部分です。

○教育長

ただ、その前にも全員協議会で説明してます、趣意説明は。教育委員会で趣意説明をして、なおかつ詳しい説明が欲しいということで、厚生文教委員会のこの間の説明があるということなんだよね。

○教育部長

そういった手順を踏んではきているんですけども、最終的には議員さんそれぞれが、これは賛成だ、反対だという意味決定をしないといかん、そこまでいっとるかなという、

ちょっと疑問がつくところがあるなど、個人的にはそういうふうに感じますけど。

○委員長

先に出しちゃうという手もありますけど、教育憲章を。たぶん時間がかかるんじゃないかなと思いますけど。

○教育部長

それをもって、議会に上程するタイミング云々というところは別の動きというんですか、もう事前に上程をしていくという前提のもとに事前に説明するというのは議会サイドがいいですよといえば、それは十分ありなんですね。

○委員

議会の承認が得られるかどうかは別ですけども。

○教育部長

それはまた違う次元ですよ。議案としてあげていくのですから、当然、審議はされて。

○委員

何となくそれを待っていると物すごい時間がかかるような気がしてならないんだけど。

○教育部長

ただ、議会というのは上程された議案を審議するところですので、審議スケジュールというんですか、日程を議会サイドで決めてやりますので、その間で審議をし尽くされるという、通常はそういう形なんですね。

○委員

ちゃんと挙げれば。

○教育部長

物すごい難しい案件なんかだとまだまだ審議時間が足りないということで、継続審議みたいなことになる可能性もあるのかなと。憲章はそこまでいくかどうかちょっと、捉え方の問題で。

○委員

もし問題があるとすると、これは本当に抑止力を働かせられるのかということを経験者さんたちが考えなきゃいかんね。そうするためにはどうしようかねみたいな話が始めると時間がかかる可能性はありますよね。ほかには何かそんな思い当たらんような気はするんですけど。

○教育部長

憲章ですものね。志ですので。

○委員長

じゃあ、ちょっと元に戻りますが、この考え方については、大体しっかり書かれているので、今、出た意見をもう一回事務局のほうで少し訂正していただいて、あと教育長さんに見ていただいてということで時間的にもそれしかないと思いますので、ここはいいですかそれで。もう一回、最後の1点だけ戻って。

○委員

197と266、8ページなんですけど、そこにある言葉なんですけど、首長の暴走という言葉

葉が回答文の考え方にあるんですが、これは余りにも生々しくないかなと思うんですけど、この言葉で生々しい言葉でよろしいでしょうか。

○委員長

ちょっと待ってください。

○委員

8 ページ、前のやつ、先週宿題として出たところのほうです。8 ページの197番と266番で、首長の暴走を防ぐ対策をという。

○委員

それを先ほど言ったんですよ。回答のきょうの3 ページのところを見ましたよね。195と197が同じような内容で議会の関係ですので、197のこの文言はちょっと修正していただいて、きょうの195番の先ほどの回答のところと合わせて回答すべきですよ、というようにお願いしたところだったんです。

○委員

そうですか。

○委員

この197は削除して、195に合わせてつくってもらうほうがいいと思います。

○委員

266も同じような考えでよろしいですか。その1 個下です。

○委員

そうですね。

○委員長

よろしいですか。時間ももう5時になっていますので、最後の点、もう一回確認をして終わりにしたいと思いますが、要するに目指しますのところですか。どうでしょうか。

○教育長

趣意説明書の中では、3 番目に「日本の資源は人材であり、人間を育てる教育を進めます」ということを新城教育の方向性として3 つ目に述べている。

○委員長

人間を育てるとのことやね。

○教育長

人材、人間。それで、パブコメの中にも「第2 文は自らそれを目指すことを言ってますね」とか、「この言葉に第2 文に感動します」とか、「特に心に響く」とかという言葉もあるんだよね。

○委員

それは「市民は」だったときの感じで、こここのところの言葉自体は私もいい言葉だなと思っているんですけど。ここ趣旨を変えないようにしながら、座りのいい表現ができないかなという気がするんですけど。

○教育長

教育が目指すところは、育成でもないし、人づくりでもないし、その人そのものを目指し

ていると思う、そういう人となることを。それは人間像でもない、像をとった人間を目指していると思っている。

○委員

そういう意味では主語と述語の関係で成り立っているということですね。

○教育長

よく「目指す子供像」とか、「目指す子供」なので、「像」を目指すんじゃない、子供を目指しとるわけですね。こういう子供を目指しているわけ。像は架空のものであって、まさに人づくりというのは人そのものを目指しているということ。この言葉を研ぎ澄ましてそぎ落としていくと、教育の目標は人そのものにあるというところにたどり着くと思う。人づくりじゃなくて。

○委員

それじゃあ、このままでよろしいんじゃないですか。

○委員

そうそう、そういうふうに解釈。

○委員長

そういうふうに解釈してくれれば。

○委員

解説文はやっぱりつけられたらいかがでしょうか。

○委員長

それでいきますか。また何かあればちょっと教育長さん自ら答えないとならないことが出てくるかもしれんけども。

○教育長

うまく代案があればいいと思うんだけども。

○委員長

教育が育てますという形じゃなければ、これでいくだね。

○委員

この後の件ですが、教育委員会で教育長さんを中心にパブコメを修正し、再確認をしていただいて回答するということですね。回答するのはいつごろで、どんな形で。

○委員長

形はさっき言ったようにホームページですよ。

○委員

学校関係は、できればこれだけ一生懸命先生たちが考えてくれたので、知らないうちにホームページに載っているよというのは親切でないと思いますので、せめて学校へメール配信でいいので、パブコメを公表しました、回答しましたという案内を差し上げることも必要かなと思いますけど。

○教育長

5月25日が校長会。

○委員

パブコメを受けて私たちはこういうふうなことを回答しました。そして、憲章（案）をこのように直しましたというふうなことを、そのときにネットで公表するのか、そのときに憲章（案）のほうを載せられないのか、載せてもいいんですよね。載せないと不自然は不自然ですよね。

○教育長

そうだね。だからその前にやっぱり市長との打ち合わせが要るよね。市長の了承を得る必要があるんで、それを総合教育会議第1回とするのか、総合教育会議の打ち合わせ会とするのかということ考えたときに、第1回はこの各市町村とも、県もそうだけでも、すごく力を入れて、脚光を浴びて、記者発表してやっているというような状況でしょう。今回、必要なのは、この打ち合わせでどうだという了承を得るだけだよね、教育憲章の。そうすると、早急にこれも総合教育会議の前のプレ総合教育会議という位置づけで、市長の時間の空いているところで、教育委員さんたちが空いているところで早急に30分なら30分という限定の中で設けると。

○教育部長

そのほうがいいような気がします。第1回の総合教育会議となると、もう本当の初回ですよ。ですので、総合教育会議の運営の仕方とか、教育会議をどうするのかなというように大きな部分の議題がないと第1回としての形が整わないかなという気がするんですね、この案件だけでは。

○委員

豊橋が載っていましたね。

○教育長

きょう載っていましたね、大きく。だから、運営指針もやっぱりそれまでにちゃんと決裁を通してここでやらんといかんということですね。

○教育部長

運営指針というか、会議規則みたいなものですね。

○教育長

それじゃあちょっと、ここで調整できる日程3つぐらい候補をあげて、市長があいているかどうか。

○委員

市長のスケジュールだけ先に確認を。

○委員長

そのほうが早いね。

○委員

それは議会前ってことですよ。

○教育長

こー一、二週間で。

閉会 午後5時04分

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記